

使用細則（居住用）

この使用細則は、居住者の快適な共同生活を維持することを目的といたしておりますので、違反行為等されまますと解約の対象となります。

ご理解のうえ、ご協力お願いいたします。

1. 居住者は次の行為をしてはならない。

- (1) 契約に定められた用途以外の用に供すること。
- (2) 楽器等を夜間長時間演奏すること。
- (3) テレビ・ラジオ・ステレオ等の音量を著しく大きくすること。
- (4) バルコニー・テラス・庭等に物置き、あるいはこれに類するものを、構築または設置すること。
- (5) 窓・バルコニー等からものを投げ捨てること。
- (6) 共用部分(廊下・階段・通路・ホール等)に物品・私物等を放置すること。
- (7) 自転車等を所定の場所以外に放置すること。
- (8) 受水槽・電気室等の危険な箇所に立ち入ること。
- (9) 犬猫等動物の飼育をすること。
- (10) 建物の共用部分及びベランダ等での喫煙の禁止。
- (11) その他公序良俗に反する行為および他の居住者に迷惑・危害をおよぼす行為をすること。
- (12) その他

鉄筋コンクリート造、鉄骨造、軽量鉄骨造等の機密性が優れている建物は、冬の間気温が下がると室内で結露がでる可能性があります。お住まいされる皆様には頻繁な換気、拭き掃除、結露対策グッズ等を用いてカビの発生を防ぐよう心掛けてください。

2. 居住者はゴミの処理につき、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) ゴミは各居住者自身でポリ袋に入れ、市町または管理者が指定する日に、指定された方法で、指示されたゴミステーションに持参すること。
- (2) 空きカン・空きビン等燃えないゴミは、市町または管理者が指定する日に、指定された方法で、指示されたゴミステーションに持参すること。
- (3) 粗大廃棄物等がある場合は、あらかじめ市町事業局または管理者に連絡し、その指示に従い処理すること。
- (4) その他

3. 長期間にわたり不在になるときは、事前に貸主または管理者に連絡しなければならない。

以 上

賃貸借契約解約通知書（借主用）

貸主又は管理会社 宛 当社使用欄 ・ 1ヶ月前通知 ・ 2ヶ月前通知 ・ 短期違約金 ・ クリーニング代： _____

このたび、次のとおり賃貸借契約を解約し、住宅を退去しますので、本書をお届けします。

届出年月日	年 月 日	本物件使用期間	年 月
解約物件名	号室 自転車・バイク・駐車場		
所在地			
移 転 先	新住所	携帯	
ご契約者様以外の連絡先	続柄（ ）	お名前	TEL
敷金等返還先	銀行	支店 普通・当座	口座番号 口座名義
退去日（引越日）	年 月 日	ご契約者様	印

（立会日時については調整いただく場合が御座います）

契約終了年月日	年 月 日	当社使用欄
退去立会希望日	年 月 日 時	年 月 日 印 (受理者名)

《本通知書作成にあたってのご注意とお願い》

- ① 契約解約日 賃貸借契約書の契約解約の条項に基づき、届出日の翌日から1ヶ月以上の予告期間が必要です。※本書提出時に賃貸借契約書が必要となります。
また、一度解約通知いただいた退去日はいかなる理由があろうとも変更及び撤回は出来ません。
- ② 退去（明渡し） 退去は、住宅を明け渡し、鍵を返還したときに完了したものと認定します。
なお、鍵の返還以降は、契約解約日以前でも住宅の使用はできません。
また、契約終了年月日以降も住宅の使用はできません。
契約終了年月日以降は貸主及び管理会社が入室しても借主は異議申し立てできません。
さらに残置物があった場合は貸主若しくは管理会社が勝手に処分し、後日借主に対して請求させていただきます。また、その際貴重品等があっても貸主並びに管理会社は一切賠償しませんので予め承知ください。
- ③ 賃 料 等 契約解約日以前に住宅を退去されても、契約解約月の末日までの賃料を頂きます。
- ④ 電気・ガス・水道料金等 電気、ガス、水道及び電話は各供給機関に前もって連絡し、必ず退去日までの料金を清算してください。その他、郵便物等の転送届も忘れないよう気をつけてください。
- ⑤ 住宅の修繕 退去されるに際し、居住者負担に係る修繕及び取替を、当方に依頼される場合には、その工事に要する費用を負担していただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。なお、退去者立会いの上、住宅の修繕箇所の確認及び修繕費負担額の算定をします。
- ⑥ 返還金の送金 敷金は、賃料及び修繕費等の支払債務が残っている場合には、その債務金額を控除した残額を退去日の翌月末日までに、ご指定の金融機関の預貯金口座に振り込みます。
なお、振込手数料は借主負担と致します。

※1) 必ず、退去・立会い前までにきれいに室内のお掃除を行ってください。立会い時、あまりにひどい場合は、ハウスクリーニング代金（35,000円税抜）をご請求することも御座います。

※2) 駐輪されている、自転車・バイク等は必ず、退去日までに移動及び撤去をお願いします。

※3) 引越しごみは、市の回収業者が引き取っていただけないものが御座います。予め注意してお出し下さい。

アエラハウス株式会社 管理部
〒661-0025 尼崎市立花町1丁目4番15号 TEL06-6424-1800